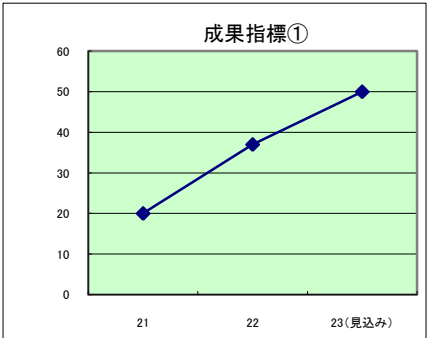
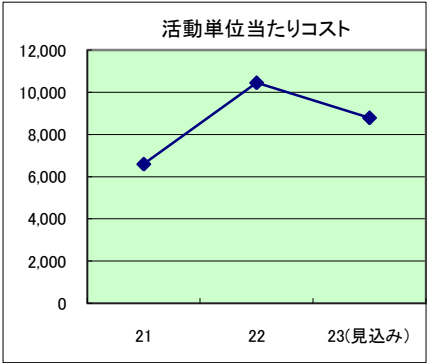


総合基本計画	事務事業名	相談・教育事業（成人）		予算科目	会計	1	一般会計	
	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		款	4	衛生費	
					項	1	保健衛生費	
					目	2	予防費	
					事業	5	保健事業	
施策(節)	1	保健・医療		作成部署	保健福祉部保険健康室健康増進課			
施策の方向	(2)	保健事業の推進						
関連する計画等	健康はびきの21			連絡先	072-958-1111 内線 5150			
事業の目的	対象（誰を・何を）			40歳以上65歳未満の市民				
	意図（どういう状態にしたいのか）			生活習慣病の予防を図る。				
	事業の内容			おもに生活習慣病予防をテーマに、保健師・管理栄養士による集団健康教育、個別健康相談を実施。				
根拠法令等		健康増進法						
事業開始時期	☒ 昭和 57 年開始		☐ 明確にはわからない		終了年度			平成 年度
	☐ 平成		☐ 市制施行（昭和34年）以前より行っている					
事業開始時からの状況変化	平成20年度の制度改正に伴い、老人保健法に基づく事業から健康増進法および高齢者の医療確保法にもとづき、一般健康教育と国保加入者への特定保健指導を実施することとなった。							
市民や議会の要望								
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他（ ）							
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称（ ）			委託内容				
	☐ 民間委託 ☐ その他							

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		614	684	1,093
人件費【2】 (千円)		8,625	11,160	12,096
職員数	正規職員	1.15 人	1.40 人	1.58 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.45 人	0.30 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		9,239	11,844	13,189
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)	795	962	1,013
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	8,444	10,882	12,176
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 健康教育参加者	人	1,400	1,133	1,500
② 健康相談参加者	人	300	324	350
③				
活動単位当たりコスト (【A】 ÷ 【B】 ①)		6,599 円	10,454 円	8,793 円
市民1人当たりコスト (【A】 ÷ 人口)		78 円	100 円	112 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方		平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	健康教育回数 (式)	回	回数の増加が生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及につながる。	目標	50	50	達成率(%)	50	
					実績	20	37	74.0%		
	②	健康相談回数 (式)	回	回数の増加が生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及につながる。	目標	50	50	達成率(%)	50	
					実績	49	36	72.0%		

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	市民の健康保持増進のために、必要な事業である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	生活習慣病の予防について、正しい知識の普及を図ることで「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高めて健康の保持増進を図ることを目的としている。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☒	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	市職員の保健師・栄養士・看護師で対応している。今後は実施方法の検討や対象者への通知の工夫をし、希望者が増加した場合、民間活用も検討する。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
人員を削減する余地がない		☒	☐	☐		
事業費を削減する余地がない		☒	☐	☐		
簡略化できる方法や手段がない		☒	☐	☐		
市の他事業と重複していない		☒	☐	☐		
民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない		☐	☒	☐		
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	市民の健康を保持増進するうえで貢献度の高い事業である。事業を実施することで完結するのではなく継続して健康づくりにとりくめるよう工夫することが成果の向上につながる。	
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐		
	成果を向上させる余地がない	☐	☒	☐		
	市民の視点にたつてサービスが提供されている	☐	☒	☐		
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☒	☐	☐	市民の要望に合わせた内容で健康教育を実施したり、市民団体との協働事業も実施した。今後も市民ニーズにこたえるような事業を展開できるよう検討する。	
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐		
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☒	☐	☐		
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐		
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	集団健康教育は特定保健指導の連携もはかり、それぞれに目標を設定している。	
	成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☒	☐		
	成果指標は前年度より向上している	☐	☒	☐		

担当部局評価	総合評価														
	☐ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☒ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了														
	評価の理由														
	制度改正に伴い平成20年度より、老人保健事業に基づく事業から、健康増進法及び高齢者の医療確保法にもとづき、一般健康教育と国保加入者への特定保健指導を実施していくこととなる。生活習慣の改善につながる効果的な健康教育内容の確立、保健師等専門職の保健指導技術の向上が求められている。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 一般健康教育と特定保健指導の連携を図りながら、生活習慣の改善につながる効果的な健康教育プログラムの検討をすすめる。														
行革本部評価	総合評価										評価理由・意見				
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了														